

令和6年2月29日

令和5年度薬事関係研修会

薬局への指導事例と 最近の薬事行政について

茨城県保健医療部医療局薬務課

本日の内容

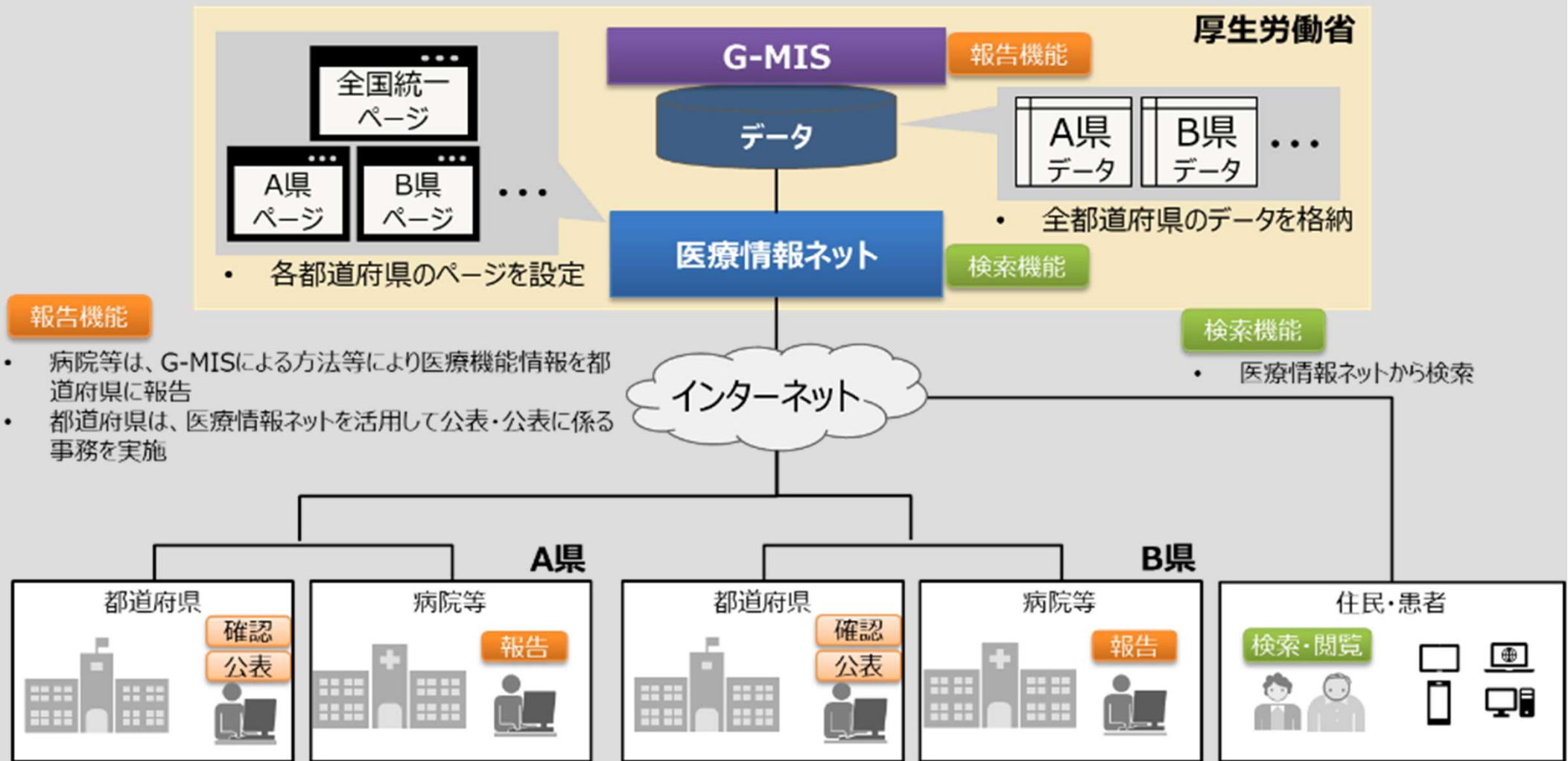
1. 薬局機能情報提供制度の今後について
2. 市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）対策について
3. 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について
4. 薬局等への指導事例について

本日の内容

1. 薬局機能情報提供制度の今後について
2. 市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）対策について
3. 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について
4. 薬局等への指導事例について

システムの概要について

- 医療機能情報提供制度は、医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）及び全国統一的な情報提供システム（以下「医療情報ネット」という。）を活用し、都道府県が実施主体として運用される。
- 病院等は、G-MISによる方法等により、原則、毎年1月1日時点の医療機能情報について、当該年の1月1日から3月31日までの間の1回を含む年1回以上報告する。
- 都道府県は医療情報ネットを活用して、病院等から報告された医療機能情報を公表し、住民・患者への情報提供を行う。



G-MISの動作環境

①パソコン

プラットフォーム	ブラウザ
MacOS	■ APPLE SAFARI(最新バージョン) ■ GOOGLE CHROME(最新バージョン) ■ MOZILLA FIREFOX(最新バージョン)
Windows	■ GOOGLE CHROME(最新バージョン) ■ MICROSOFT EDGE(Windows10のみ) ■ MOZILLA FIREFOX(最新バージョン)

※ セキュリティの問題によりMicrosoft Internet Explorerは使用不可となっております。

また、メールアドレスがない場合は、アカウント登録を行うことが出来ません。

※ 担当者のメールアドレスは公表されませんので、必ずしも薬局のメールアドレスである必要はございません。
(本社担当者のメールアドレスや薬局管理者個人のアドレスでも可)

②ドメイン制限解除

ネットワーク	ドメイン
Web接続	www.med-login.mhlw.go.jp www.g-mis.mhlw.go.jp

※インターネット接続制限をされている環境の場合は上記ドメインをすべて許可してください。
※設定方法は自組織のネットワークご担当者様にご確認ください。

行っていただきたい作業について（薬局の皆様）

動作環境を満たし、
G-MISでの報告が可能である薬局

G-MISアカウントの取得

R5. 7. 10までに
「いばらき医療機関情報ネット」
で報告を行っていた

1

厚生労働省G-MIS事務局
からの利用案内メール
(R5. 11. 6頃) に従う

2

メールが届いていない/削除してしまった

「いばらき医療機関
情報ネット」で、報
告していたメールア
ドレスが使用できな
い場合、現在のメー
ルアドレスを管轄保
健所へお知らせくだ
さい

受信設定等を
確認の上、
パスワードリセット

3

(該当しない場合)
新規アカウント申請

新規報告を行う

令和5年度の新規アカウント申請及び
メールアドレスの変更手続きは、
3月15日（金）で終了となります。

定期報告を行う

G-MISマスタ登録を行うために必要な情報の提供

G-MISでのユーザマスタ登録を保健所で代行する上で、
下記情報を確認させていただきます。

- 薬局名 ○電話番号 ○郵便番号及び住所
- 保険薬局指定の有無 有の場合は保険機関コード



定期報告/新規報告を行う（紙面）

動作環境を満たさず、
G-MISでの報告が出来ない薬局

G-MISアカウントの取得について（1）


R5.7.10までにいばらき医療機関情報ネットで報告を行っている薬局について

- G-MISに既にログインしたことがある（パスワードを設定している）場合は、本作業は不要です。
- 「いばらき医療機関情報ネット」で、令和5年7月10日までに薬局機能情報の報告を行ったことがある薬局は、通常、その報告内容がG-MISへ移行されています。
- アカウント発行も移行時に行われており、令和5年10月23日頃に「事前確認メール」が、令和5年11月6日頃に「利用案内メール（ようこそメール）」が送付されています。

No1-2 : ようこそメール	
件名	【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISのご利用準備完了に伴うパスワード登録のご依頼
本文	<p>〇〇病院 ご担当者様</p> <p>先日、厚生労働省G-MIS事務局より、件名「【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISアカウント発にかかる事前のご連絡」というメールをお送りさせていただきましたが、こちらは「医療機能・薬局機能情報提供制度」のオンライン報告を行う為、G-MISに新規登録された貴機関のユーザに対してパスワード設定を行う為のメールです。</p> <p>※本システムのご案内の通知は、以下、何れかの申請に基づき発行されました。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和5年4月～6月に貴機関の方からG-MIS新規ユーザ登録申請を実施いただいた。（この場合、申請内容を管轄の都道府県で承認していただいております）・管轄の都道府県から貴機関に対するG-MIS新規ユーザ登録の申請をいただいた。 <p>「医療機能・薬局機能情報提供制度」の報告業務については、まだ仕切りがございません。</p>

▶▶▶▶

PW初期設定画面



メールの案内に従ってパスワードを設定して下さい。
メールに記載のユーザ名と設定したパスワードで、以降G-MISへログイン可能です。

G-MISアカウントの取得について（1）

R5.7.10までにいばらき医療機関情報ネットで報告を行っている薬局について

よくある質問

ようこそメールのURLをクリックしても、PW初期設定画面へ移れない。

- ① メール本文のURLを全てコピーし、ブラウザに貼り付け画面表示して下さい。
- ② メールアドレスがグループアドレス等で、他の方が既にパスワードの初期設定を行っている場合、ログイン画面が表示されることがあります。

▶▶▶
PW初期設定画面

厚生労働省 G-MIS
医療機関等情報支援システム

パスワードを変更する

mail@exm.jp の新しいパスワードを入力してください。少なくとも右次のものを含めてください。

- 8文字以上
- 1個以上の大文字
- 1個以上の小文字
- 1個以上の数値

新しいパスワード

メールの案内に従ってパスワードを設定して下さい。
メールに記載のユーザ名と設定したパスワードで、以降G-MISへログイン可能です。

G-MISアカウントの取得について（2）

R5.7.10までにいばらき医療機関情報ネットで報告を行っている薬局について

- G-MISに既にログインしたことがある（パスワードを設定している）場合は、本作業は不要です。
- 「いばらき医療機関情報ネット」で、令和5年7月10日までに薬局機能情報の報告を行ったことがある薬局であるにもかかわらず、11月6日のメールが届いていない場合は、メールアドレスに変更がないか、メール受信設定をご確認ください。

受信ドメイン設定で特定のドメイン以外のメールが届かない設定になっていないか？
（@g-mis.netからのメールは指定を解除）

迷惑メールフォルダに移動されていないか？

メールフォルダの容量に空きがあるか？

- 令和5年7月10日に「いばらき医療機関情報ネット」に登録していたメールアドレスが使用出来ない場合や、届くはずの設定であるにもかかわらず届かない場合は、管轄保健所にご連絡ください。

送付先メールアドレスの確認

パスワードリセット

を行います。

G-MISアカウントの取得について（2）

メールアドレスの変更がある場合

- 令和5年7月10日に「いばらき医療機関情報ネット」に登録していた連絡担当者メールアドレスを変更している場合……

基本情報	
連絡担当者	
記入者（フリガナ）	テスト
記入者	テスト薬局
役職名	
連絡先電話番号	
連絡先FAX番号	
電子メールアドレス	

① 当該メールアドレスは使用可能
変更はしたものの、使用可能である場合、
令和5年11月6日のようこそメールが確
認出来れば、パスワード設定可能です。
ログイン後、ユーザ基礎情報登録画面から
メールアドレスの編集ができます。

厚生労働省 G-MIS
医療機関等情報支援システム

検索キーワードを入力して検索

令和3年4月から、新型コロナウイルス感染症における情報支援の機能に加え、
医療機関を対象とした各種調査を効率的に実施するためのプラットフォームとして運用しております。

G-MISの担当者に変更がある場合には、「ユーザ基礎情報登録」から
担当者の引き継ぎを行っていただきますようお願いいたします。

※初回ログイン時は担当者名とメールアドレスの登録内容をご確認ください

ユーザ 基礎情報登録

医療機関用マニュアル
医療機関・とりまとの団体用操作マニュアル (Ver 1.03)
医療機関用緊急配布要請(SOS)操作マニュアル (Ver 1.02)
医療機関用各種調査・報告書操作マニュアル (Ver 1.03)

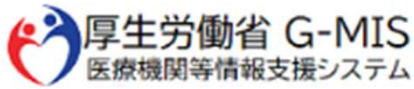
入力要領
入力要領 (病院・確保病床を有する有床診療所用)

② 使用不可

管轄保健所へその旨お知らせください。薬務課を介して、G-MIS事務局に
メールアドレスの変更を依頼します。
変更完了後、パスワードリセットを行います。変更には1～2週間要します。

G-MISアカウントの取得について（2）

パスワードリセットの方法



G-MIS操作、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に関する「よくあるお問い合わせ」を [こちら](#) にまとめています。

G-MIS事務局へお問い合わせの前に、ご一ようお願い申し上げます。

ユーザ名

パスワード

ログイン

パスワードをお忘れですか？

パスワードをお忘れ

パスワードをリセットするには、ユーザ名を入力してください。
登録されているメールアドレス宛にご案内メールをお送りします。

ユーザ名

ユーザ名は保健所から、
確かにその薬局の担当者で
あることを確認した上で
お知らせします。



2023/04/21 (金) 15:22

厚生労働省 G-MIS事務局 <info@g-mis.net>

【厚生労働省G-MIS事務局】パスワードリセットのご案内

宛先

関係機関 担当者 様

G-MIS のパスワードがリセットされました。次の URL に移動して、パスワードを設定してください。

<https://med-login-mhlwcommunity.force.com/>

メールの案内に従ってパスワードを設定して下さい。
お伝えしたユーザ名と設定したパスワードで、以降G-MISへログイン可能です。

よろしくお願いします。

G-MISアカウントの取得について（3）

R5.7.10までにいばらき医療機関情報ネットで報告していない薬局について

- G-MISに既にログインしたことがある（パスワードを設定している）場合は、本作業は不要です。
- G-MISアカウント新規ユーザ登録申請ページ（<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>）でアカウント申請を行ってください。

The screenshot shows a registration form with the following fields and instructions:

- 機関名** ※機関名は略称ではなく、正式名称を全角で入力してください。
- 機関コード** ※都道府県からの指示がなく、機関コードを知り得ない場合は、入力しないでください。入力する場合は、半角英数10桁までで入力してください。
- 機関区分** --なし--
- 機関判別区分** --なし--
- 電話番号** ※0から始まるハイフンなし半角数字10桁または11桁で入力してください。
- 保険機関コード** ※半角数字10桁で入力してください。

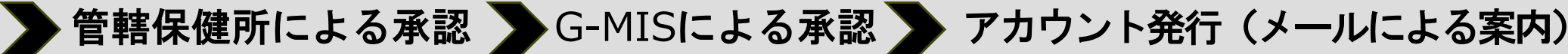
ユーザ発行する報告機関の連絡先情報
※連絡先情報は、ユーザ発行完了後にG-MIS上で変更可能です。

- 担当部署** ※全角で入力してください。部署を設けていない場合は「部署なし」と入力してください。
- 担当者(姓)** ※全角で入力してください。
- 担当部署電話番号** ※0から始まるハイフンなし半角数字10桁または11桁で入力してください。部署を設けていない場合は、機関情報の電話番号と同じ番号を入力してください。
- メールアドレス** xxx@example.com

機関コードは入力不要です。

申請後の修正はできません。修正が必要な事項がある場合は、管轄保健所へご連絡ください。申請からアカウント発行までは通常1～2週間かかります。（申請が混み合う場合は、更に期間を要します）

申請後の流れ



G-MISアカウントの取得について（3）

事前確認メール

2, 3日以降

利用案内メール

PW初期設定画面

2023/10/30 (月) 13:09
厚生労働省 G-MIS事務局 <info@g-mis.net>
【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISアカウント発行にかかる事前のご連絡

宛先 [redacted]

サンプル病院 ご担当者様

G-MISのユーザ名（ログインID）発行に先立ち、管轄の都道府県「報告機関名及び住所」が正しいかをご確認ください。

報告機関名：〇〇病院
住所：〇〇県〇〇市〇〇町x x x x x x

記載内容が異なる場合は
管轄保健所へご連絡ください。

また、医療機能・薬局機能情報提供制度の概要については、厚生労働省ホームページよりご確認ください。

※このメールは送信専用のメールアドレスから配信されています。ご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。

<厚生労働省ホームページ>
■医療機能情報提供制度
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35867.html
■薬局機能情報提供制度
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iry

厚生労働省 G-MIS 事務局
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights Reserved.

2023/01/24 (火) 18:26
厚生労働省 G-MIS事務局 <info@g-mis.net>
【厚生労働省G-MIS事務局】システムのご案内

宛先 [redacted]

サンプル病院
山田 太郎 様

G-MISへようこそ！
システムをご利用するには
[パスワードリセット用 URL]
にアクセスし、パスワードを設定してください。

ユーザ名：[ユーザID]

2回目以降のアクセスはこちらから
[ログイン URL]

よろしく申し上げます。

※このメールは送信専用のメールアドレスから配信されています。ご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。

厚生労働省 G-MIS
医療機能情報提供システム

パスワードを変更する

mail@exm.jp の新しいパスワードを入力してください。少なくとも次のものを含めてください。

- 8文字以上
- 1個以上の大文字
- 1個以上の小文字
- 1個以上の数値

*新しいパスワード

*新しいパスワードの確認

パスワードを変更

報告の実施

- G-MISへログインすると、接続先選択画面が表示されます。



よくある質問

ログインしてもサービス利用開始は令和6年4月と表示されてしまい、報告ができない。

右側の「医療情報ネット」は令和6年4月からの利用開始となりますが、左側のG-MISは1月5日から利用可能です。左側をクリックしてください。

医療情報ネット 通知書
TOP > 医療関係者メインメニュー
医療関係者メインメニュー
病院等・薬局の利用者向けのサービス利用開始は令和6年4月を予定しております。現在はサービス利用開始前ですので、しばらくお待ちください。

「G-MIS」と「医療情報ネット」は別のシステムですが、薬局の皆様に関しては、SSO（シングルサインオン）という仕組みにより、G-MISアカウントで医療情報ネットへもログイン可能となっております。

「医療情報ネット」はG-MISで報告された内容を公表するためのシステムです。

システム障害時に備え、はじめてSSOでログインした際、医療情報ネットのユーザID・パスワードがメールで通知されます。

報告の実施

毎年前年12月末時点の薬局機能情報をご報告頂く必要がございます（定期報告）。



データ移行していない薬局は
「新規報告」

データ移行している薬局は
「定期報告」

「定期報告」は「新規報告」入力後でなければ、クリックできません。なお、新規報告を実施した後、改めて今年の定期報告を行う必要はありません。

各種マニュアル等を確認し、
報告を実施してください。

マニュアルの掲載箇所

* 県ホームページ * G-MIS制度ホームトップ

よくある質問

報告を行おうとすると、「郵便番号と所在地が不整合です。」と表示されてしまい、報告が出来ない。

所在地に「茨城県」も入力されていないとエラーが発生することが確認されています。郵便番号入力欄下部の「住所検索」ボタンをクリックすると、その郵便番号に対応した所在地が所在地欄に表示されますので、その上で編集を行って頂ければエラーなく登録可能です。

報告を行う上での留意点

薬局機能情報提供制度について、項目等を改正する省令が、システム全国統一化に併せて、令和6年1月5日に施行されました。

主な変更点（旧）	（新）
定期報告の報告期間 令和6年1月末まで	令和6年3月末まで
基本情報 （新設）	薬局の面積、店舗販売業の併設の有無
薬局サービス等 （新設）	相談できるサービスの利用方法、特定販売の実施、薬局医薬品・要指導医薬品・一般用医薬品の取扱品目数、特別用途食品の取扱いの有無、配送サービスの利用
提供サービスや地域連携体制に関する事項 （新設）	登録販売者その他資格者の人数、無菌製剤処理に係る調剤の実施（無菌調剤室の有無、調剤実施回数等新設）、麻薬に係る調剤を実施した回数、居宅等において行う調剤業務を実施した件数、携帯型ディスプレイ注ポンプの取扱いの有無、小児の訪問薬剤管理指導の実績の有無、医療的ケア児への薬学的管理・指導の可否、オンライン服薬指導の実施の方法・回数、電子資格確認の仕組みを利用して取得した薬剤情報等を活用した調剤の実施の可否、リフィル処方箋対応実績件数、緊急避難薬の調剤の可否、高度管理医療機器に係る業許可、検体測定室の実施、災害・新興感染症への対応、入院時・退院時・その他医薬品の適正な使用等に資する情報を共有した回数、受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供した実績の有無、調剤報酬上の位置づけ
変更報告の実施時期 基本情報、健康サポート薬局である旨の表示・薬剤師不在時間の有無に変更が生じた場合は速やかに変更の報告を行わせる	基本情報等以外の事項について変更があった場合も、可能な限り速やかな時期に変更の報告を行わせる

報告を行う上での留意点

薬局機能情報提供制度について、項目等を改正する省令が、システム全国統一化に併せて、令和6年1月5日に施行されました。

主な変更点（旧）	（新）
定期報告の報告期間 令和6年1月末まで	令和6年3月末まで
基本情報 （新設）	薬局の面積、店舗販売業の併設の有無
薬局サービス等 （新設）	施設、薬局医薬品・ 利用用途食品の取扱
提供サービスや地域 （新設）	に係る調剤の実施 麻薬に係る調剤を 実施した件数、携 帯、小児の訪問薬 学的管理・指導の 電子資格確認の と調剤の実施の可 の調剤の可否、高 速、災害・新興感 の適正な使用等に 関する情報を医療機関に
変更報告の実施時期 基本情報、健康サポート薬局である旨の表示・薬剤師不在時間の有無に変更が生じた場合は速やかに変更の報告を行わせる	提供した実績の有無、調剤報酬上の位置づけ 基本情報等以外の事項について変更があった場合も、可能な限り速やかな時期に変更の報告を行わせる

●患者にとって必要な情報
●地域の医療関係者が薬局と連携する上で必要な情報として、実績を含めた報告に、改正されています。負担も大きいですが、報告期間も伸びておりますので、取り組みをアピールする機会として、ご活用ください。

報告内容に悩んだ際は、「報告事項説明資料」をご確認ください。具体的に何を報告するのか説明している資料です。

報告事項説明資料の掲載箇所
* 県ホームページ * G-MIS制度ホームページ

報告を行う上での留意点

改正前に「いばらき医療機関情報ネット」でご報告いただいていた内容（令和5年7月10日時点）を移行しておりますが、移行時の設定ミスにより、一部相違がある場合がございます。プレプリントされた内容についても、改めてご確認ください。

報告内容が異なる場合について

有/可能 ⇒ 無/不可

近隣駐車場有無

健康サポート薬局

対応可能な相談内容

聴覚障害者に対するサービス（手話・画面表示等による対応の可否）

医療保険及び公費負担等の取扱い（保険薬局としての指定の有無 等）

使用可能なカードの種類

地域医療連携体制（地域住民への啓発活動への参加の有無 等）

n件/人 ⇒ 0件/人

医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数

健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師

医療情報ネットについて

PCで表示したトップページ

- ✓ 文字サイズの変更
- ✓ 音声読み上げ
- ✓ 多言語翻訳（英語、中国語、韓国語）に対応

医療情報ネット

音声読み上げ | 文字サイズの変更 小 中 大 | Other Language

全国の病院・診療所・歯科診療所・助産所/薬局を探す

医療機関を探す

薬局を探す

キーワードで探す

例) 市区町村名 内科

検索

急いで探す 現在診療中の医療機関を科目と場所から検索

他の項目で探す

対応することができる外国語から探す

お気に入り病院等 お気に入り登録した医療機関の一覧

都道府県固有の機能から探す

県を跨いだ検索が可能

北海道	北海道
東北	青森県 > 岩手県 > 宮城県 > 秋田県 > 山形県 > 福島県 >
関東	茨城県 > 栃木県 > 群馬県 > 埼玉県 > 千葉県 > 東京都 > 神奈川県 >
中部	新潟県 > 富山県 > 石川県 > 福井県 > 山梨県 > 長野県 > 岐阜県 > 静岡県 > 愛知県 >
近畿	三重県 > 滋賀県 > 京都府 > 大阪府 > 兵庫県 > 奈良県 > 和歌山県 >
中国・四国	鳥取県 > 島根県 > 岡山県 > 広島県 > 山口県 > 徳島県 > 香川県 > 愛媛県 > 高知県 >
九州	福岡県 > 佐賀県 > 長崎県 > 熊本県 > 大分県 > 宮崎県 > 鹿児島県 > 沖縄県 >

認定状況や設備、対応等
様々な条件での検索が可能

マイホーム登録により、自宅を中心とした検索や、
お気に入り登録が可能

医療情報ネットについて

検索した結果のイメージ

周知用リーフレット準備中です。▶▶▶▶

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目2-2の薬局

※ 情報に変更等があり、実際に条件に当てはまらない医療機関が表示されている場合がありますので、必ず電話で医療機関に確認のうえ、受診してください。

☐ 次回以降表示しない OK

検索条件の確認・変更

以下の条件で検索を行いました。

場所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目2-2周辺 1km
日時	指定なし
地域医療連携体制	情報共有体制（入院時）、医療連携のいずれかに該当する
薬局の業務内容	オンライン服薬指導のいずれかに該当する
対応可能外国語の種類	英語対応のいずれかに該当する

検索条件を変更する

検索結果の並べ替えも可能です。

検索条件に合致する 薬局 が5件ありました。

プルダウンの「並べ替え」で指定した条件で結果の並び順を変更できます。

5件中 1 ~ 5 件を表示

条件を絞り込む 選択地点から近い順 << 1 >>

並べ替え
施設名称の50音順
選択地点から近い順

わたなべ調剤薬局 YYY薬局

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセン

2024年4月に開設

医療機関・薬局の公的検索システム
医療情報ネットのご案内

「多言語翻訳」「音声読み上げ」機能に対応

全国どこからでも、どんなときも、
かかりたい医療機関・薬局が見つかります！

※「医療情報ネット」は、パソコンやスマートフォンで、全国の医療機関・薬局について検索・情報収集ができるサービスです。

このウェブサイトに関する詳細は裏面をご覧ください

詳しくはこちら

厚生労働省・都道府県 医療情報ネット

医療情報ネットについて

- 医療情報ネットは、診療日や診療科目といった一般的な情報に加え、対応可能な疾患・治療内容、提供しているサービスなどさまざまな情報から、全国の医療機関・薬局を検索することができるシステムです。
- 都道府県が独自に設けている制度（例：都道府県医師会独自の取り組み）に関する情報についても、引き続き調べることができます。

医療情報ネットでできること

- 全国の医療機関・薬局について、さまざまな方法で検索・情報収集ができます。

充実した機能 ▶ 多言語翻訳 音声読み上げ

医療機関・薬局をキーワードで検索することができます。

音声読み上げの文字サイズ変更、英語、中国語【簡体・繁体】、韓国語翻訳ができます。

3月31日までに新規報告または定期報告が承認されなかった場合、4月1日から医療情報ネットで情報が公開されませんので、速やかな御報告をお願いいたします。

報告の受付は原則、3月15日までとしております

本日の内容

1. 薬局機能情報提供制度の今後について
2. 市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）対策について
3. 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について
4. 薬局等への指導事例について

薬物乱用とは？

□薬物乱用

- 決められたルールからはずれた方法や目的で薬物を使うこと
- 覚醒剤などの医療目的にない薬物を不正に使用すること
- 医薬品を、本来の医療目的から逸脱した用法や用量、目的として使用すること



※遊びや快樂のために使用した場合、たとえ**1回の使用でも「乱用」**になります。

市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)

ロオーバードーズ

- 薬局やドラッグストアで購入できる風邪薬などを用法や用量を守らずに、大量に飲み続けるなど誤った使用をすること。
- 近年、若年者を中心にオーバードーズが増加、社会問題となっている。

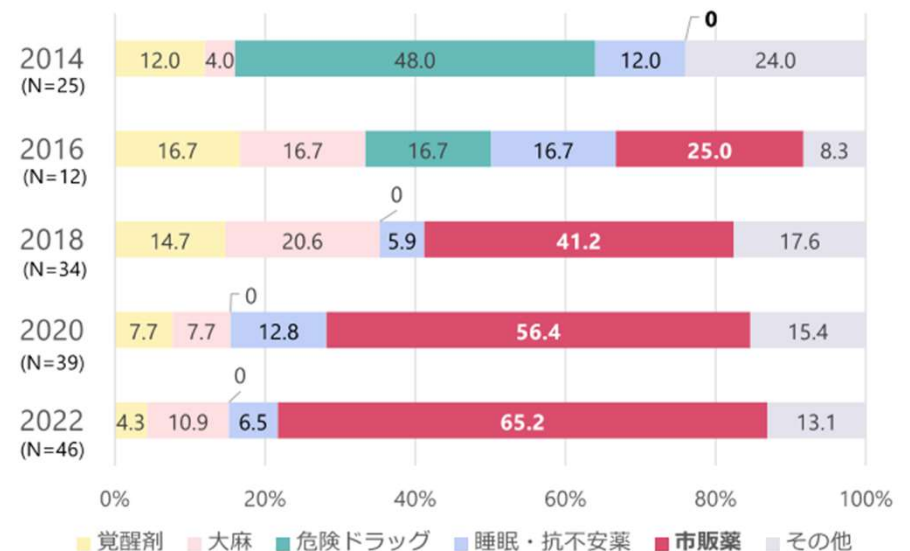
「過去1年以内に市販薬の乱用経験がある」という高校生

約60人に1人の割合

(高校生全体の1.57%、推計値)



*「薬物使用と生活に関する全国高校生調査2021」
(国立精神・神経医療研究センター)



*「全国の精神科医療施設における薬物依存症の治療を受けた10代患者の「主たる薬物」の推移」
(国立精神・神経医療研究センター)

市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)

口医薬品の適正使用

- 薬機法に基づき、「**濫用等のおそれのある医薬品**」は販売規制がされている。
1. 薬局又は医薬品販売業者は、薬剤師または登録販売者に次の事項を確認させること
 - ① 購入しようとする者が若年者である場合は、**氏名及び年齢**
 - ② 購入者又は使用者について、他の薬局等での濫用等おそれのある医薬品の**購入及び譲受状況**
 - ③ 適正な使用のために必要な量(原則1包装)を超えて購入しようとする場合は、**その理由**
 2. 適正な使用のために必要と認められる数量(**原則1包装**)に**限り販売**すること。



市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)

□茨城県の相談窓口

○精神保健福祉センター

薬物の問題を抱えるご本人やご家族の相談をお受けしています。

相談援助課:電話番号029-243-2870

受付時間:月曜日から金曜日 8:30~17:15 ※祝祭日、年末年始(12月29日~1月3日)は除きます。

○子どもホットライン

いじめ、不登校、友人関係、性の問題、大人社会への不満など

対象:子ども専用 相談方法:電話、FAX、メール

電話:029-221-8181 FAX:029-302-2166 E-mail:kodomo@edu.pref.ibaraki.jp

受付時間:24時間

○いばらき子どもSNS相談

学校のこと、友だちのこと、家族のこと、自分自身のことなど

対象:小中高生 相談方法:SNS(LINE)

受付時間:毎日 18:00~22:00

○こころのSNS相談@いばらき談

対象:学生でも大人でも、県内在住の方、県内に通勤通学している方ならどなたでも利用可

受付時間:毎日 17:00~22:00 ※土日祝日や年末年始も相談可



薬務課ホームページ

濫用等のおそれのある医薬品の販売について

【背景】

- 若年者を中心に一般用医薬品の濫用が拡大しつつあり、現状の販売規制（省令により、若年者に氏名年齢の確認をする、適正使用に必要な量（原則として1包装）のみの販売とし、それ以上購入する場合には理由を確認する）では不十分。

【方策】

- 原則として小容量1個の販売とし、20歳未満の者に対しては複数個・大容量の製品は販売しない。
- 販売時の購入者の状況確認・情報提供を義務とする。
- 資格者による購入者の状況確認・販売可否の判断のため、また、必要な場合に支援につなげる等資格者がゲートキーパーとしての役割を果たすことを期待し、購入者の状況の確認及び情報提供の方法を対面又はオンラインとする（20歳以上の小容量1個販売時を除く）。
- 20歳未満の者等必要な場合には、身分証の提示等の方法により氏名・年齢等を確認・記録し、記録を参照して販売を行う。
- 医薬品の外箱に注意喚起を表示する。
- 情報提供の実効性と不正入手防止のため、直接手に取れない方法で販売する。

○：義務 △：努力義務 －：規定なし	現状		→	改正案		
	若年者	若年者以外		20歳未満	20歳以上	
	(包装サイズ区別なし)			小容量（注1）	小容量	複数・大容量
確認・情報提供の方法	－		対面orオンライン	対面、オンラインor通常のインターネット販売等	対面orオンライン	
購入者の状況確認	△		○	○		
複数購入理由の確認	○		－	－	○	
氏名等の確認、記録の作成、保存	○ (氏名年齢の確認のみ)	－	○	必要な場合（注2） ○	○	
他店での購入状況	○		○	○		
濫用等に関する情報提供	△		○	○		
陳列場所	(情報提供場所から7m以内)		購入者の手の届かない場所			

注1 20歳未満の者には複数・大容量は販売しない。

注2 頻回購入の防止のため、次の場合に氏名等の確認・記録の作成及び記録を参照した販売を行う。

- ・対面又はオンライン等により、購入者が未成年ではないことが確実に確認でき、また、購入者の状況も確認できる場合において、購入者の状況も踏まえ資格者が必要と判断する場合。
- ・インターネット販売等非対面での販売の場合。

本日の内容

1. 薬局機能情報提供制度の今後について
2. 市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）対策について
3. 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について
4. 薬局等への指導事例について

薬局におけるサイバーセキュリティ対策について

【背景】

- ◇ 昨今、医療機関等に対するサイバー攻撃は増加傾向にあり、サイバー攻撃により診療が停止する事案も発生している。
- ◇ サイバー攻撃等により、患者の個人情報が窃取されるなど、甚大な被害がもたらされる可能性がある。



【改正概要】

令和5年3月31日 令和5年厚生労働省令第61号

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」

- ◇ **薬局の管理者**が遵守すべき事項として、最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参照の上、当該薬局の**サイバーセキュリティの確保**について必要な措置を講じることが追加。

< 施行規則第11条第2項 >

法第8条第3項の薬局の管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- 1 保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その薬局の業務に係るサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保のために必要な措置を講じ、その他その薬局の業務につき、必要な注意をすること。

2 (略)

「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び
「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル
～薬局・事業者向け～」等について

日頃から厚生労働行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

薬局のサイバーセキュリティ対策について、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(令和5年3月31日付け薬生発0331第14号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)の「第2サイバーセキュリティ関係」において「安全管理ガイドラインに記載されている内容のうち、優先的に取り組むべき事項については、厚生労働省において別途チェックリストを作成し、後日通知する。」とお示したところです。

今般、別添1のとおり「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」(以下「**チェックリスト**」という。)及びチェックリストを分かりやすく解説した「**薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～薬局・事業者向け～**」を、別添2のとおり作成しました。さらに、別添3のとおり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第69条第2項の規定に基づく検査の際に確認する事項等を示した「**薬局におけるサイバーセキュリティ確保に係る立入検査の手引き～立入検査担当者向け～**」を作成しました。

また、ここ数年、医療機関へのサイバー攻撃によって電子カルテの閲覧・利用ができなくなる等の事案が発生していることを踏まえ、別添4のとおり、薬局を含む医療機関等において早急に取り組んでいただきたいセキュリティ対策等についてまとめました。

貴職におかれては、本通知について、御了知の上、薬局、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、**別添1から別添3までについては、その立入検査等においてご活用いただきますようお願いいたします。**

なお、併せて、「**医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト**」及び「**医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～医療機関・事業者向け～**」について(令和5年6月9日付け医政参発0609第1号厚生労働省

本日の内容

1. 薬局機能情報提供制度の今後について
2. 市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）対策について
3. 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について
4. 薬局等への指導事例について

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について①

指導事例	<p>●薬局において薬剤師以外の者が軟膏剤の混合を行っていた。</p> <p>→・薬局開設者は薬剤師以外の者に調剤させないこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・薬局の管理者は保健衛生上支障をきたすことがないように、その薬局に勤務する従業者を監督すること。・薬剤師以外の者は調剤を行わないこと。・薬剤師以外の調剤補助行為について手順書を見直すこと。
根拠条文等	<p>【医薬品医療機器等法施行規則第11条の8第1項】 <u>薬局開設者は、その薬局で調剤に従事する薬剤師でない者に販売又は授与の目的で調剤させてはならない。</u>（以下、略）</p> <p>【医薬品医療機器等法第8条第1項】 <u>薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その薬局の業務につき、必要な注意をしなければならない。</u></p> <p>【薬剤師法第19条】 <u>薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。</u>ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合において自己の処方箋により自ら調剤するとき、又は獣医師が自己の処方箋により自ら調剤するときは、この限りでない。</p> <p>【平成31年4月2日付け薬生総発0402第1号「調剤業務のあり方について」（抜粋）】 薬剤師以外の者が軟膏剤、水剤、散剤等の医薬品を直接計量、混合する行為は、たとえ薬剤師による途中の確認行為があったとしても、引き続き、薬剤師法第19条に違反すること。</p>

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について②

指導事例	<ul style="list-style-type: none">●毒薬の帳簿残高と在庫数を確認したところ、一致しなかった。 →・毒薬の帳簿と在庫数の照合を定期的に行うこと。 ●毒薬の数量管理方法についてルール化されていなかった。 →・毒薬の受払簿作成等、数量管理方法について検討すること。
根拠条文等	<p>【平成13年4月23日付け医薬発第418号厚生労働省医薬局長通知「毒薬等の適正な保管管理等の徹底について」】</p> <p>毒薬については、薬事法第48条の規定に基づき、適正に貯蔵、陳列、施錠保管を行うとともに毒薬の数量管理方法について検討し、これを実施すること。</p> <p>また、毒薬の受払い簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検する等、適正に保管管理すること。</p>

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について③

指導事例	・劇薬は譲受人から譲受書の交付を受けて販売すること。
根拠条文等	<p>【医薬品医療機器等法第46条第1項】 薬局開設者（中略）は、毒薬又は劇薬については、譲受人から、その品名、数量、使用の目的、譲渡の年月日並びに譲受人の氏名、住所及び職業が記載され、厚生労働省令で定めるところにより作成された文書の交付を受けなければ、これを販売し、又は授与してはならない。</p> <p>【医薬品医療機器等法施行規則第205条】 法第46条第1項の規定により作成する文書は、譲受人の署名又は記名押印のある文書とする。</p>
その他 (参考事項)	・私立保育園へフッ化物洗口液（劇薬）を販売した際の手続きの不備。 ・ フッ化物洗口液 は濃度によって劇薬に該当する製品がある。

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について④

指導事例	<p>●一般用医薬品を分割して販売していたが、直接の容器への記載が一部不足していた。 →・医薬品には直接の容器に記載が必要な事項を全て記載すること。</p>
根拠条文等	<p>【医薬品医療機器等法第50条】 <u>医薬品は、その直接の容器又は直接の被包に、次に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 製造販売業者の氏名又は名称及び住所 2 名称 3 製造番号又は製造記号 4 重量、容量又は個数等の内容量 (中略) 15 前各号に掲げるもののほか、<u>厚生労働省令で定める事項</u> <p>【医薬品医療機器等法施行規則第210条第7号】 法第50条第15号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 (中略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 7 分割販売される医薬品にあつては、<u>分割販売を行う者の氏名又は名称並びに分割販売を行う薬局、店舗又は営業所の名称及び住所</u>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・分割販売とは、客の求めに応じて医薬品に施された被包などを開き、少量を販売する販売形態。 ・客の求めに応じるのではなく、<u>事前に小分けしておくことは、小分け製造に該当。</u> <u>⇒別途、製造販売業・製造業の許可が必要。</u>

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑤

<p>指導事例</p>	<p>●<u>薬局間における医療用医薬品の譲受・譲渡の記録の記載事項に不備があった。</u> →・ロット番号及び使用期限等を漏れなく記載すること。 ・薬局の許可証の写し等により、購入者の氏名、住所等を記録しておくこと。</p>
<p>根拠条文等</p>	<p>【医薬品医療機器等法施行規則第14条第1項及び第2項】 【平成29年10月5日付け薬生発1005第1号】 ○薬局開設者の書面記載事項の追加（改正施行規則第14条関係） 薬局開設者に課される医薬品の譲受時及び譲渡時の書面記載事項として、次の①から⑧までの事項としたこと。 ① 品名 ② ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号） ③ 使用の期限 ④ 数量 ⑤ 購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与（以下「購入等」という。）の年月日 ⑥ 購入者等の氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他の連絡先 ⑦ ⑥の事項を確認するために提示を受けた資料 ⑧ 医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から取引の指示を受けたことを表す資料</p> <p>※②及び③については、医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）である場合に限ること。 （しかしながら・・・） ②及び③については、<u>医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）以外の医薬品についても、偽造医薬品の流通防止に向けた対策の観点から、併せて記載することが望ましいこと。</u></p>

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑥

指導事例	<p>●「調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理のための業務に関する<u>手順書</u>」等に関連して、以下の不備があった。</p> <p>①「偽造医薬品の流通防止に向けた対策」等、業務手順書に盛り込むべき事項が記載されていない。</p> <p>②管理薬剤師が業務手順書の内容を把握していない。</p> <p>③業務手順書の記載内容と現状行っている業務が一致していない。</p> <p>④薬剤師不在時間があるとして当該届出をした薬局において、薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書が作成されていない。</p>
根拠条文等	<p>【体制省令第1条第2項第5号】 調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理のための業務に関する<u>手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施</u></p> <p>【平成29年10月5日付け薬生発1005第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」】 ◎ 偽造医薬品の流通防止に向けた対策の観点から、薬局開設者の業務手順書に盛り込むべき事項</p> <p>【体制省令第1条第2項第6号】 薬剤師不在時間がある薬局にあつては、薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する<u>手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施</u></p> <p>【平成29年9月26日付け薬生発0926第10号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行等について」】 ◎ 薬局における薬剤師不在時間の対応について</p>

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑦

指導事例	<p>●薬局製剤指針が改正したことを把握していなかったため、従前の製造方法で製造してしまった。また、直接の容器、添付文書の記載内容についても、従前の内容のままだった。</p> <p>→ ・ 薬局製造販売医薬品を、薬局製剤指針のとおり製造すること。</p> <p>・ 製造した薬局製造販売医薬品に、直接の容器、添付文書に記載が必要な事項を正しく記載すること。</p>
根拠条文等	<p>【医薬品医療機器等法第50条】</p> <p>医薬品は、その直接の容器又は直接の被包に、次に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。</p> <p>【医薬品医療機器等法第56条】</p> <p>承認を受けた医薬品はその成分若しくは分量又は性状、品質若しくは性能がその承認又は認証の内容と異なるものは、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。</p>

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑧

指導事例	<ul style="list-style-type: none">・ 薬局製造販売医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲に医薬品の購入者等が進入することができないよう必要な措置を講ずること。
根拠条文等	<p>【令和2年8月31日付け薬生発0831第20号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の公布について」】</p> <p>薬局製造販売医薬品を陳列する<u>陳列設備から1.2メートル以内の範囲に医薬品の購入者等が進入することができないよう必要な措置が採られていること。</u>ただし、<u>薬局製造販売医薬品を陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設備その他医薬品の購入者等が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。</u></p>

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑨

指導事例	・ 高度管理医療機器 等営業所管理者は、 <u>販売実績がない場合でも、継続的研修を毎年度受講すること。</u>
根拠条文等	【医薬品医療機器等法施行規則第168条】 高度管理医療機器等の販売業者等は、高度管理医療機器等営業所管理者に、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に届出を行った者が行う <u>研修を毎年度受講させなければならない。</u>

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑩

<p>指導事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高度管理医療機器等営業所の管理に関する帳簿を記録していなかった。 ● 従業者の教育訓練を実施しているが、記録を残していない薬局・店舗があった。 <p>→ ・ 高度管理医療機器等営業所管理者は、当該営業所の管理に関する事項を適宜帳簿に記載し、適切に管理すること。</p>
<p>根拠条文等</p>	<p>【医薬品医療機器等法施行規則第164条】</p> <p>高度管理医療機器等の販売業者等は、営業所に当該営業所の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。</p> <p>2 高度管理医療機器等営業所管理者は、次に掲げる事項を前項の帳簿に記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高度管理医療機器等営業所管理者の第168条に規定する<u>研修の受講状況</u> 2 営業所における<u>品質確保の実施の状況</u> 3 <u>苦情処理、回収処理その他不良品の処理の状況</u> 4 営業所の従業者の<u>教育訓練の実施状況</u> 5 その他営業所の管理に関する事項 <p>3 高度管理医療機器等の販売業者等は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から6年間、保存しなければならない。</p>

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑪

指導事例	・店舗販売業に係る管理記録簿は、店舗管理者が責任をもって記載すること。
根拠条文等	<p>【医薬品医療機器等法施行規則第145条】</p> <p>店舗販売業は、店舗に当該店舗の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。</p> <p>2 店舗管理者は、試験検査、不良品の処理その他当該店舗の管理に関する事項を、前項の帳簿に記載しなければならない。</p> <p>3 店舗販売業者は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から3年間、保存しなければならない。</p>

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑫

指導事例	<p>●値引き品コーナーのワゴン内で、医薬品と健康食品が区別されずに山積み状態で販売されていた。</p> <p>→・医薬品と健康食品は、区別して陳列すること。 ・一般用医薬品を混在させずに、リスク区分別に陳列すること。</p>
根拠条文等	<p>【医薬品医療機器等法第57条の2】 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医薬品を他の物と区別して貯蔵し、又は陳列しなければならない。</p> <p>2 薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品及び一般用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）を陳列する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これらを区分して陳列しなければならない。</p> <p>3 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、一般用医薬品を陳列する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第一類医薬品、第二類医薬品又は第三類医薬品の区分ごとに、陳列しなければならない。</p>

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑬

指導事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 麻薬の予製帳簿を作成すること。 ・ 予製した麻薬も麻薬金庫内で保管すること。
根拠条文等	<p>【麻薬及び向精神薬取締法第38条】 麻薬小売業者は、麻薬業務所に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 譲り受けた麻薬の品名及び数量並びにその年月日 2 譲り渡した麻薬（コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。）の品名及び数量並びにその年月日 3 第35条第一項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量 4 廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日 <p>2 麻薬小売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から2年間、保存しなければならない。</p> <p>【麻薬及び向精神薬取締法第34条】 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その麻薬業務所内で保管しなければならない。</p> <p>2 前項の保管は、麻薬以外の医薬品（覚せい剤を除く。）と区別し、かぎをつけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。</p>

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑭

指導事例	<p>●麻薬小売業者間譲渡により、モルヒネ塩酸塩水和物原末を譲渡する際に、譲受側の薬局で受け付けた処方箋に記載されていた量のごくわずかだったため、譲渡側の薬局で賦形剤を加え1%散とし、さらに分包した上で必要量を譲渡していた。</p> <p>→・<u>麻薬処方箋の不足分の麻薬を麻薬小売業者間譲渡により譲渡する場合には、譲渡側の薬局では調製行為を行わないこと。</u></p>
根拠条文等	<p>【麻薬及び向精神薬取締法第22条】 麻薬製造業者又は麻薬製剤業者でなければ、麻薬を製剤し、又は、小分けをしてはならない。</p> <p>【令和3年9月13日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡「麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について」】 <u>麻薬処方箋を受領していない譲渡側の許可業者が予製行為を行うことは認められない。</u>また、別の患者のために予製していた麻薬を譲り渡すこともできない。</p>

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑮

<p>指導事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第1項第1号口の規定に基づき、麻薬を譲り受けたが、麻薬帳簿に譲受年月日の記載が無かった。また、麻薬帳簿の備考欄に規則第9条の2第1項第1号口に該当する譲受である旨の記載が無かった。 ●譲渡人から交付された譲渡確認書が当薬局に保管されておらず、譲受確認書及び譲渡確認書の取り交わしが確認できなかった。
<p>根拠条文等</p>	<p>【麻薬及び向精神薬取締法第38条第1項】 麻薬小売業者は、麻薬業務所に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>1 <u>譲り受けた麻薬の品名及び数量並びにその年月日（以下、略）</u></p> <p>【令和3年7月5日付け薬生監麻発0705第2号「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」】</p> <p>【麻薬小売業者間譲渡許可証】 本許可については、同法第59条の6の規定により、以下の条件を付する</p> <p>① 他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方せんの写し（麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の譲渡譲受に限る）及び<u>譲受人が作成した譲受確認書の交付を受けた後又はこれと引換えに麻薬を交付し、同時に、自らが作成した譲渡確認書を麻薬の譲受人に交付すること</u></p> <p>② ①により交付を受けた麻薬処方せんの写し（麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の譲渡譲受に限る）及び譲受確認書又は譲渡確認書は、交付を受けた日から2年間保存すること</p>

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑬

指導事例	<p>●麻薬小売業者免許を有する薬局において、<u>麻薬処方箋に麻薬施用者番号の記載がないのに気づかず、麻薬を調剤し患者へ交付した。</u></p> <p>→・麻薬処方箋を受け付けたときは、麻薬施用者番号記載の有無を確認し、当該番号の記載がなかった場合は医療機関へ確認し、当該番号を確認してから調剤すること。</p>
根拠条文等	<p>【麻薬及び向精神薬取締法第27条第6項】 麻薬施用者は、麻薬を記載した処方せんを交付するときは、その処方せんに、患者の氏名（病院にあつては、その種類並びにその所有者又は管理者の氏名又は名称）、麻薬の品名、分量、用法用量、自己の氏名、免許証の番号その他厚生労働省令で定める事項を記載して、記名押印又は署名をしなければならない。</p> <p>【医薬品医療機器等法施行規則第11条の10】 薬局開設者は、その薬局で調剤に従事する薬剤師が処方箋中に疑わしい点があると認める場合には、その薬局で調剤に従事する薬剤師をして、その処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによつて調剤させてはならない。</p> <p>【薬剤師法第24条】 薬剤師は、<u>処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによつて調剤してはならない。</u></p>

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑰

指導事例	・ 第一種及び第二種向精神薬を譲り受けた際の記録を適切に残すこと。
根拠条文等	<p>【麻薬及び向精神薬取締法第50条の23第2項】 向精神薬小売業者又は病院等の開設者は、次に掲げる事項を記録しなければならない。</p> <p>1 譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した向精神薬（<u>第三種向精神薬及び向精神薬処方せんを所持する者に譲り渡した向精神薬その他厚生労働省令で定める向精神薬を除く。次号において同じ。</u>）の<u>品名及び数量並びにその年月日</u></p> <p>2 向精神薬の譲渡し若しくは譲受けの<u>相手方の氏名又は名称及び住所</u></p>

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑱

指導事例	<p>●<u>覚醒剤原料に係る帳簿</u>を備えていなかった。 → ・ 薬局等において覚醒剤原料に係る帳簿を備え、必要事項(覚醒剤原料の受払、廃棄等)を記録すること。 ・ 帳簿は、最終の記入日から2年間保存すること。</p> <p>●覚醒剤原料について、帳簿残高と在庫数が一致しなかった。 → ・ 覚醒剤原料の帳簿と実在庫の突合を定期的に確認すること。</p>
根拠条文等	<p>【覚醒剤取締法第30条の17第3項】 第30条の7第6号又は第7号（薬局開設者）に規定する者は、（中略） 薬局ごとに<u>帳簿</u>を備え、次に掲げる事項を記入しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 譲り渡し、譲り受け、施用し、施用のため交付し、又は廃棄した医薬品である<u>覚醒剤原料の品名及び数量並びにその年月日</u> 2 第30条の14第1項から第3項までの規定（事故等の届出）により届出をした医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量 <p>【覚醒剤原料取扱者における覚醒剤原料取扱いの手引き（厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課）】 <u>現品と帳簿残高との照合を、定期的に行ってください。</u></p>